

令和4年度 越谷市入学準備金貸付制度 募集要項

越谷市教育委員会
教育総務部教育総務課

越谷市では、令和5年4月に高等学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程）等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金をお貸しいたします（無償ではありません。卒業した年の10月から返済が開始します。）。

【申請要件】 次のすべての要件を満たす方です（申請後に審査があります）。

1. 申請者の要件

- (1) 越谷市に住民登録があり、かつ住民登録地に居住している保護者であること
- (2) 入学準備金の調達が困難な保護者であること（世帯全員の前年所得金額の合計が基準額未満※であること）
- (3) 越谷市入学準備金(本制度)の貸付けを受けている者の連帯保証人でないこと
- (4) 同一世帯にある方全員が市・県民税を完納していること
- (5) 本制度の貸付けを受けている方にとっては、その返済を怠っていないこと（市長が特に認める場合を除く）
- (6) 要件を満たす連帯保証人を立てられること

《※参考：所得基準額》

生計を一にする世帯全員の前年合計所得金額が、市が定める基準額未満であること

《基準額の目安》

世帯人数	家族構成	所得
3人	父・母・子1人（中学生）	約400万円
	父・母・子1人（高校生）	約375万円
4人	父・母・子2人（中学生・小学生）	約475万円
	父・母・子2人（高校生・中学生）	約470万円
	父・母・子2人（大学生・高校生）	約440万円

※上記表はあくまで目安であり、世帯構成員の年齢等により基準額は異なります。また、申請後に、申請者の家族構成や社会保険料、その他一般控除額などの詳細を調査したうえで審査を行います。

※所得は、課税証明書等における所得金額（収入から必要経費を引いたもの）。

◎実際の貸し付けは越谷市入学準備金貸付審査会において審査の上、決定いたします。

2. 連帯保証人の要件

- (1) 越谷市内に住民登録があり、かつ現に引き続き1年以上市内に居住していること
- (2) 成年で、独立して生計を営んでいること
- (3) 債務を保証できる能力があること（市県民税の均等割・所得割の両方課税）
- (4) 市・県民税を完納していること
- (5) 借受人と同じ住所でないこと
- (6) 現に本制度の連帯保証人となっていないこと

※連帯保証人は借受人と同等の責任があり、同じ債務負担義務が生じますので、十分説明し了解を得てください。

【貸付限度額】 生徒1人につき、次の額を限度とします。貸付金は無利子です。

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校、 専修学校（高等課程）、 特別支援学校の高等部	500,000円以内 (公立校の場合は300,000円以内)
大学、短期大学、 専修学校（専門課程）	800,000円以内

【申請期間】

第1回：令和4年10月 3日(月) ～ 10月20日(木)

※第1回の申請は、年内に入学手続きを予定している方を対象としています。

第2回：令和5年 1月 5日(木) ～ 1月25日(水)

【申請手続き】

1. 申請時に提出する書類

- (1) 入学準備金貸付申請書（第1号様式）
 - (2) 家庭調書（第2号様式）
 - (3) 推薦書（第3号様式）
 - (4) その他入学準備金貸付の可否に係る審査のために必要な書類
 - ア. 申請者や申請者と同一世帯にある方又は連帯保証人が令和4年1月2日以降に越谷市に転入された場合、令和4年1月1日に住民登録をしていた市区町村が発行する課税証明書及び住民税納税証明書
 - イ. 推薦書の代わりとなる大学入学資格試験の合格に関する証明書類
- ※推薦書（第3号様式）は、在學校又は出身校に作成を依頼してください。

2. 申請方法

上記の書類をすべて揃えて、申請期間内に教育委員会教育総務課へ直接お持ちください（事前予約制・郵送不可）。

※作成に時間を要する書類や、書類に不備等がある場合は受付できないため、日程に余裕をもって申請してください。

【貸付決定】

貸付けの可否は、越谷市入学準備金貸付審査会の審査に付したうえで決定します。

貸付けができない場合もありますので、ご了承願います。

なお、審査結果については、第1回申請の方は11月中旬、第2回申請の方は2月中旬に申請者あてに文書を送付します。

【借受手続き】

貸付決定を受けて借り受ける方は、進学先の確定後、連帯保証人と同席の上、借受手続きをしてください（郵送不可）。

なお、借受手続きについての詳細は、審査結果とともに送付する説明書類をご参照ください。

【貸付金の振込み】

貸付金は、借受手続き完了後、概ね2週間程度でご指定の口座へ振込みます。ご希望の期日（進学先の振込期限等）に振込みが間に合わない場合がありますので、ご了承願います。

※貸付金の振込みを年内に必要とされる方

12月10日頃までに借受手続きを行わないと、会計事務の都合上、年内の振込みに間に合いませんのでご注意ください。

《参考：貸付時期》※時期は目安です。

- ・第1回で貸付決定を受けた方 → 令和4年12月上旬から
- ・第2回で貸付決定を受けた方 → 令和5年3月上旬から

【貸付金の返済】

入学した方が卒業してから6か月を経過した後、5年以内に、年賦又は半年賦で返済していただきます。

- (1) 年賦の場合は、10月末日の1回払いとなります。
- (2) 半年賦の場合は、10月末日及び翌年3月末日の2回払いとなります。
- (3) 納付方法は、市指定金融機関における納付書を用いた窓口納付となります。

※納入期限（納付書に記載）までに納付がない場合は、貸付を受けた方へ督促を行います。また、督促後も納入がない場合は、連帯保証人へ催告等を行います。

※返済例は次ページ参照。

●返済例

〈年賦：5回払い〉

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
2回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
3回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
4回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
5回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円

〈半年賦：10回払い〉

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
2回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
3回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
8回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
9回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
10回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円

【貸付金の全額一括返済】

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を即時に返済していただきます。

- (1) 越谷市から他の市区町村に転出したとき
- (2) 貸付金を入学準備金以外※に使用したとき
- (3) 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき
- (4) 貸付金の返済を故意に怠ったとき

※入学準備金の使途

入学金、初年度に要する授業料、入学時に納入すべきこととされている費用、制服・教科書等の購入費用等

【問合せ先】

越谷市教育委員会教育総務部教育総務課（市役所第二庁舎3階）

048-963-9280（直通）